

1) 申請書の提出にあたっては、工事調整担当者との工事調整（調整会議や打合せ等）をお願い致します。

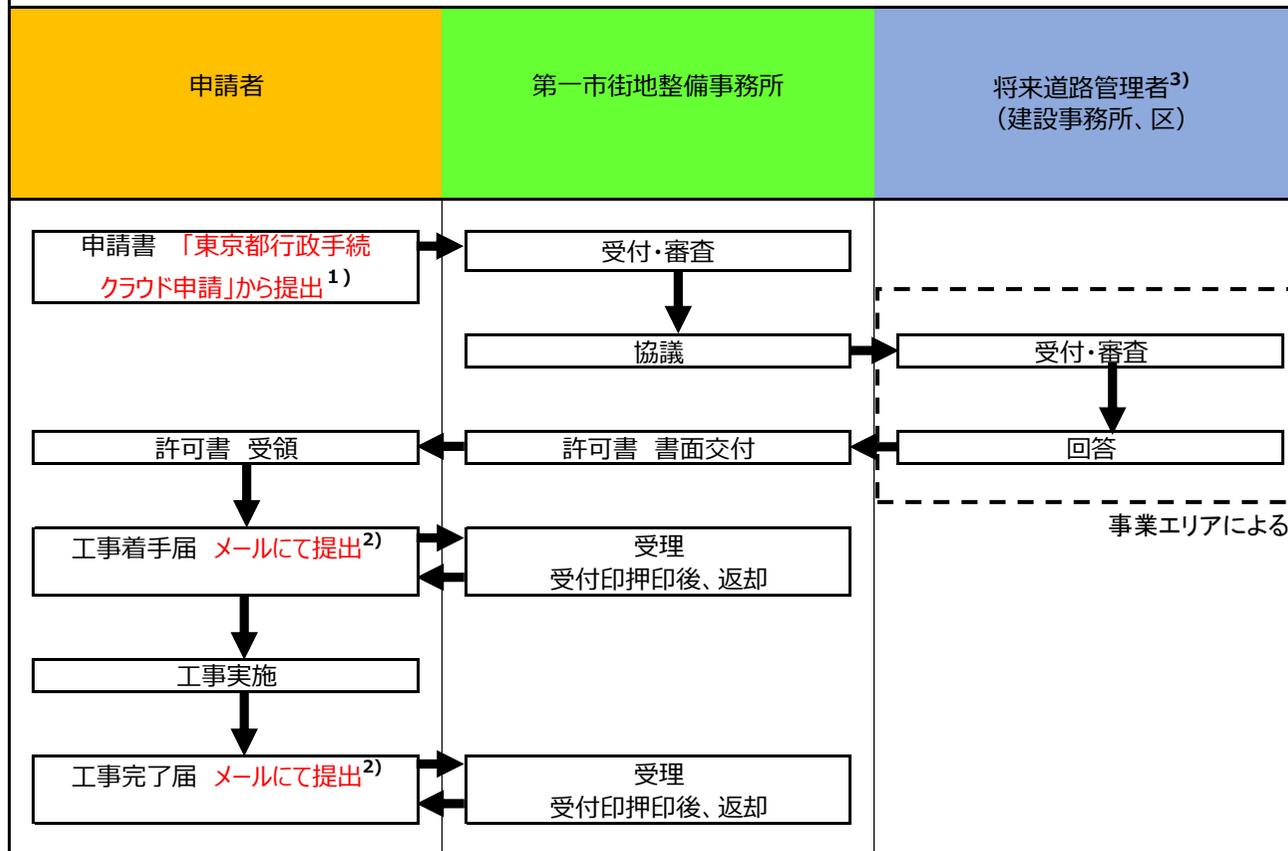
2) 工事着手時及び工事完了時には、工事調整担当者と調整の上、着手届及び完了届の提出をお願い致します。
提出先については、副申書交付時にご案内致します。

※当所の事業エリア内においては、当所が暫定的に道路管理し、将来道路管理者（建設事務所または区）に引継ぐ予定口としております。

【工事調整担当者連絡先】

事業エリア	工事調整担当者	連絡先
晴海地区、豊洲地区	臨海部地区（豊洲）事務所	03-3532-1477
有明北地区	臨海部地区（有明北）事務所	03-3528-4881
補助第120号線	工事課 工事担当	03-3534-3447
補助第46号線		
瑞江駅西部地区	瑞江駅西部地区事務所	03-3676-6035
晴海五丁目西地区	工事課 選手村跡地整備担当	03-3534-3454

申請の流れ：道路占用許可申請（許可書の交付）、工事施行（施工）承認申請（許可書の交付）



1) 申請書の提出にあたっては、工事調整担当者との工事調整（調整会議や打合せ等）をお願い致します。

2) 工事着手時及び工事完了時には、工事調整担当者との調整の上、着手届及び完了届の提出をお願い致します。
提出先については、許可書交付時にご案内致します。

※当所の事業エリア内においては、当所が暫定的に道路管理し、将来道路管理者（建設事務所または区）に引継ぐ予定口としております。

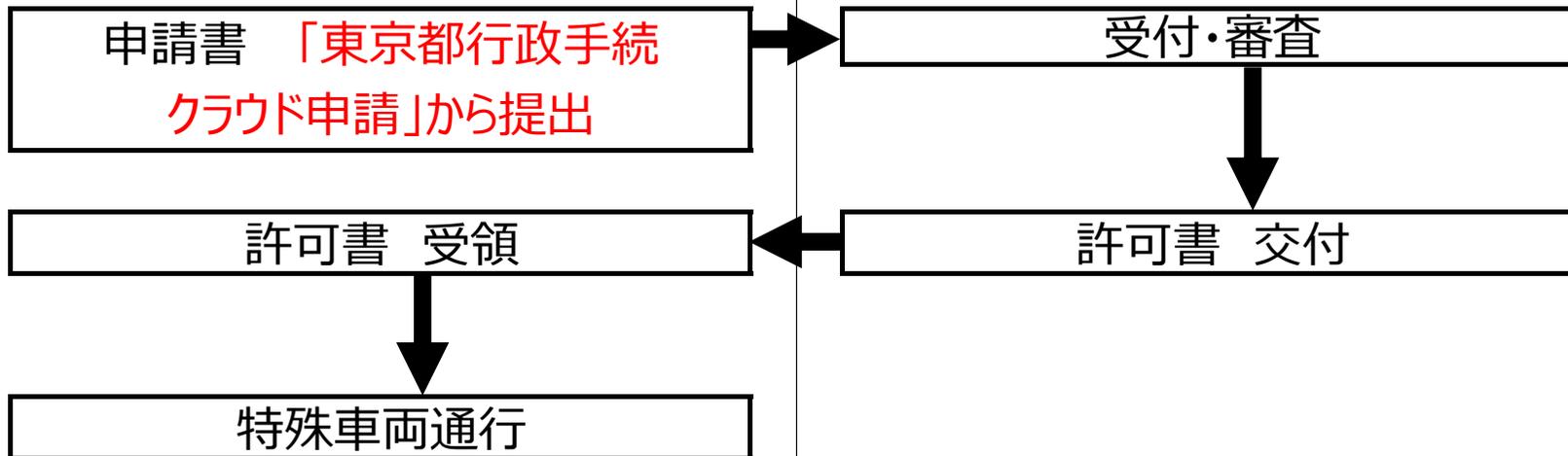
【工事調整担当者連絡先】

事業エリア	工事調整担当者	連絡先
晴海地区、豊洲地区	臨海部地区（豊洲）事務所	03-3532-1477
有明北地区	臨海部地区（有明北）事務所	03-3528-4881
瑞江駅西部地区	瑞江駅西部地区事務所	03-3676-6035
晴海五丁目西地区	工事課 選手村跡地整備担当	03-3534-3454
六町地区	六町地区整備事務所 工務担当	03-5851-2032

申請の流れ（特殊車両通行許可）

申請者

第一市街地整備事務所



※当所の事業エリア内においては、当所が暫定的に道路管理し、
将来道路管理者（建設事務所または区）に引継ぐ予定としております。